

教育民生常任委員会

(平成27年 7 月 28 日)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、ただいまから教育民生常任委員会を開催いたします。

土井委員からは、所用のため、欠席の連絡をいただいております。なお、樋口委員のほうは、少しおくれて来られるという連絡を受けております。

なお、当委員会におきましては、本日はインターネット中継を行っております。ご協力のほう、よろしくお願いいたします。

また、本日の傍聴でございますが、報道機関さんが見えになられておられますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の進め方についてご説明をいたします。

お手元の事項書をごらんください。

まず、休会中の所管事務調査といたしまして、中川委員よりご提案がありましたことも未来部関連の幼稚園、保育園のあり方についてを取り扱っていきたいと思います。

所管事務調査終了後は、樋口委員からの提案を受けまして、健康福祉部より登録手話通訳者についての報告を受けたいと思います。

また、最後に、7月7日に開催されました議会報告会、シティ・ミーティングでいただきましたご意見等について確認と調整をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事項書に基づき、休会中の所管事務調査といたしまして、幼稚園、保育園のあり方についてを取り扱っていきます。

本市においては、昨年11月より、四日市市幼稚園・保育園のあり方検討会が開催され、幼保の現状や利用者負担などについての議論が行われており、この検討会議を受けて、答申が今年度の秋ごろをめどに出される予定であるとのこと。

当委員会といたしましては、検討会議の進捗について報告を受けながら、議会として本市における幼稚園、保育園の今後のあり方についての議論を深め、課題等の指摘や今後の施策に対する意見を行っていきたいと考えております。

それでは、まず最初に、部長から一言お願いいたします。

○ 市川こども未来部長

皆さん、こんにちは。本当に暑いですねという挨拶も陳腐になるほど毎日暑い。その中で所管事務調査をお願いすること、ありがとうございます。

平成26年度につきましても7月、8月と幼稚園、保育園、それから、学童保育所について所管事務調査をお願いいたしました。

今回も幼稚園、保育園のあり方についてということでご議論いただくことになるわけですが、この課題につきましては議場でも何度か質問を受けているところでございます。私どもも、その場でことしの秋までに方針を出すということで、強い決意のもとあり方検討会議を11月から5回にわたって開催をしております。

その経過を報告させていただきますとともに、議会のご意見を今回お伺いいたしまして、それを真摯に受けとめながら次に向かってまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

#### ○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

それでは、幼稚園、保育園のあり方についての説明をお願いいたします。

#### ○ 伊藤保育幼稚園課長

保育幼稚園課長の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日の資料といたしまして、こちらの幼稚園、保育園のあり方についてと表記をさせていただいた調査資料に基づきまして説明をさせていただきます。

1ページめくっていただきますと目次でございます。

大きく1番、子ども・子育て支援新制度について。2番、幼稚園、保育園のあり方検討会議の経過についてということで、大きく二つの項目に分けております。

10ページ以降には別紙資料といたしまして資料をつけさせていただいております。

私のほうから、1番の子ども・子育て支援新制度について、昨年度、所管事務調査のほうでいろいろご議論をいただいております。そういった中で、新制度のおさらいをという形でいただいておりますので、まず、こちらのほうの説明のほうをさせていただきます。

1ページめくっていただきまして、子ども・子育て支援新制度についてということで、大きく保育園1番と、ページをめくっていただきますと3ページのほうに幼稚園という形

で分けております。

まず、1番の保育園の形態についてご説明をさせていただきます。

保育園の形態につきましては、公立、私立を問わず、現在、新制度のほうへ全て移行をさせていただきます。

2番目といたしまして、保育の必要性の認定ということがこの4月から導入をされております。今までは、パートタイムなど短時間の就労の保護者の方につきましては、なかなか保育園の利用ができなかったところがございますけれども、新制度から利用ができるようになっております。その上で、保育の必要性の認定が導入をされておるとい形になっております。

米印のところがございます。

保護者の就労状況に応じて、保育標準時間、保育短時間の認定がされております。従来は、保育標準時間、11時間の保育認定しかございませんでした。そういった中で、パートタイム等の短時間就労の方について保育短時間の認定が追加されておるとい状況でございます。

そのことで、ちょっとページを飛んで申しわけございません、16ページ、最終ページの前でございます。

この4月、やはり保育園の入所の申し込みが大変多くございました。そのため、待機児童が昨年度までほとんど10名までの待機児童の状況でございました4月1日現在のものが、今年度59名という形で大きく膨らんでおります。

上の表のほうには、うち新基準、旧基準ということで、新基準のほうで30名、待機児童が増加しておるとい形になっております。これは、やはりパートタイム等の就労で今まで利用できなかった方がふえてきたといったことが主な要因の一つと考えられております。

下のほう、見ていただきますと、一番下どころの、まず、説明のほうから見ていただきます。米印のところがございます。

保育標準時間、これは主にフルタイムの就労を想定したもので、従来の11時間開所のものに相当いたします。新たに保育短時間で、主にパートタイムで1日8時間を上限としたものに対応するものができております。それ以外に、保育ではございませんけれども、教育標準時間として1日4時間の幼児教育の時間を設定しております。

上の絵のほうを見ていただきたいんですけども、一番下、3歳以上児の一番下どころの教育標準時間、1号認定というところは、これは保育所ではなく、保育の必要がないと

ということで、こちらは幼稚園になります。それから上の部分についてが保育園のものになってまいります。

3歳以上児のすぐ上を見ていただきますと、保育標準時間と短時間に分かれておりますけれども、2号認定ということで3歳以上児は2号認定、3歳未満児、一番上のところは3号認定ということで、それぞれこちらは保育園の形態になります。

2ページのほうをごらんください。

2ページのほうで新たに加わったものとしましては、手順の上二つ、保護者で保育の必要性の認定の申請というものと、市町村の保育の必要性の認定、認定証の交付というものが新たに加わっております。

ただし、ちょうど真ん中どころになりますけれども、米印のところ、新制度におきましても基本的な仕組みに変わりはありません。保護者の方、利用者の方がご利用いただく申し込みであったり、そういったものに大きな変わりはありません。

大きな4番でございます。保育の必要性の認定というところで、概要の二つ目の丸をごらんください。

保育の必要性の認定に当たっては、事由、区分について国が基準を設定しております。

事由の欄、その下に右、左を分けた表がございます。こちら、左側のほうが現行、以前の保育に欠ける事由、右側のほうが新制度における事由でございます。

大きく変わっておりますのが、①昼間の労働を常態化しているというところから、右側を見ていただきますと、夜間など基本的に全ての就労に対応しているというところが大きく変わっております。

また、右側の⑥以降、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得時に既に保育を利用している子供がいて継続利用が必要であることということで、新たに国が基準として示してきております。

本市におきましては従前からこの基準という形は、保育に欠ける要件に類するというところで既に運用の中で対応をさせていただいた部分でもございます。

3ページのほうをごらんください。

幼稚園の形態についてでございます。幼稚園につきましては、公立幼稚園と私立幼稚園で運用が変わっております。公立幼稚園においては全ての園が新制度のほうへの移行になっております。私立幼稚園につきましては、新制度に移行するか、それとも従来の私学助成のまま運用されるかということを選択されるという形になります。

資料のほう、済みません、10ページのほうをごらんください。

10ページの別紙1と表記させていただいた表でございます。上段が公立幼稚園、下段のほうが私立幼稚園でございます。私立幼稚園14園のうち、中段の海の星カトリック幼稚園1園が選択をされまして、新制度のほうで施設型給付に移行をされておるのが現状でございます。

済みません、3ページのほうへお戻りください。

大きな2番でございます。私立幼稚園が新制度に移行された場合の利用・公費の流れでございます。

下の米印のところをごらんください。

施設型給付対象施設に移行した場合、公費の流れは大きく変わります。県からの私学助成であったものが市からの施設型給付というものになります。

また、利用者につきましても、市からの就園奨励から市が定める所得に応じた保育料ということで、利用料自体が変わってまいります。従前は、事後に、一旦払っていただいた後、所得に応じて負担を軽減しておった形のものが、あらかじめ保育料を減らせていただいて負担を軽減するという形になっております。家庭の所得状況によって保育料の額が異なるという形になってきておるところが大きく変わったところでございます。

私のほうからは以上でございます。

## ○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

## ○ 加藤こども未来部次長

こども未来部の加藤でございます。

引き続き、4ページ以降、幼稚園、保育園のあり方検討会議の経過につきましてご説明させていただきます。

あり方検討会議につきましてはこれまで5回開催しておりまして、検討会議の概要のところでございますけれども、三重大学教育学部の須永教授を委員長に、あと学識経験者あるいは公私立の幼稚園、保育園の代表、保護者代表等に参画をいただきまして、11名で議論をさせていただいております。

まず、順次、説明をさせていただきたいと思っております。

議事内容でございますけれども、第1回目、平成26年11月19日に第1回目の検討会議を開催しております。こちらにおきましては、本市における幼稚園、保育園の現状についてということで共通認識を図っていただいたところでございます。

上のところ、入園児童数の推移についてで、幼稚園のところでございますけれども、黒い部分が私立の幼稚園、網かけのところは公立、四日市市立の幼稚園というところでございます。平成17年度から26年度につきましては、公私立合わせてもトータルとしては減少傾向にあるというところでございます。

下の保育園の入園児童数の推移につきましては、同じように上の黒いところが私立の保育園、網かけのところは四日市市立の保育園でございます。平成17年度以降、合計していきますと、トータルでは右肩上がりといいたいまいしょうか、対象入園児童数がふえておるというところでございます。

その保育園の入園児童数のグラフのすぐ下のところですが、黒点で公立幼稚園、保育園の現状についてというところで（別紙）と書いてございますが、先ほど見ていただきました10ページのほう、こちらにつきましては公立、私立の幼稚園の一覧というところで、上段が公立幼稚園、下が私立幼稚園というところで、公立24園、私立14園でございますけれども、園児数等、各年齢児ごとに書いてございますけれども、収容定数2470人に対して1007人というのが公立幼稚園、定数に対する割合が40.8%と、私立幼稚園が同じように定員4113名に対して3073名で74.7%という割合になっておるといのが、平成27年5月1日の数字でございます。

それと、11ページにつきましては、公私立の保育園の一覧というところで、上段が公立保育園25園、下段が私立保育園25園というところの一覧となっております。

また、4ページのほうへ戻っていただきまして、第2回目の会議、平成27年1月30日でございますけれども、こちらにおきましても継続して本市における幼稚園、保育園の現状についてというところでございます。こちら、特別保育事業、保育園での事業の一覧というところでございますのが別紙2となっております。

申しわけありません、12ページのほうをお願いしたいと思います。

12ページにおきましては公立、私立保育園で実施する特別保育事業の一覧、平成27年度の方でございますが、上のところの網かけで、延長保育、一時保育、休日保育、乳児保育等、記載をしてございます。

二重線の分から上が公立保育園、下が私立保育園というところでございます。

基本的に、特別保育事業、私立保育園の部分に大きな事業のほうを負担していただいております。というところがこの表でわかるものでございます。

それで、また戻っていただきまして4ページでございますけれども、公立幼稚園の教員配置、学級の基準等々を協議する中で、将来推計人口は下の表でございますけれども、ゼロ歳から5歳児、合計の児童数の推移を平成22年から推計しておりますけれども、これは当然右肩下がりということの状況になっております。

続いて、5ページの上のところでございますけれども、2回目の議論の中で就学前教育における適正な規模等についてと、学校規模の基準についてということにつきましては35人以下であるということ、それから、小規模に関する本市の対応ということについては4歳児並びに5歳児、いずれもが18人未満となっている場合については混合クラスで対応しておるといふところ、それから、小規模園のメリット、デメリットについての議論もしていただいております。

その下、3回目でございますけれども、平成27年3月17日でございますけれども、幼稚園における教育等についてというところで、幼稚園教育の基本とする事項、内容等について議論をしていただいております。

こちらでは、当然のことですけれども、幼児期の教育につきましては人間形成の基礎を培う上で非常に重要であるということでのそれぞれの考え方等を記載したものがございます。

その下、実施体制教育・子育て支援の内容、別紙3となっておりますが、こちらにつきましては13ページでございますけれども、公私立幼稚園における教育・子育て支援の内容ということで、特別支援教育でありましたり、人権・同和教育等、家庭支援を含めた保育の提供等に分けて、右のほうに公立幼稚園、私立幼稚園と、それぞれ人数等を記載してございます。

こういったところで特別支援教育等については公立幼稚園が主に公私の役割分担として担っておるといふところの表になってくるものでございます。

それで、5ページに戻っていただきまして、あと、教育内容等についての議論と利用者負担についての議論というのが3回目以降、議論してございます。

4回目につきましては平成27年5月20日でございますけれども、1番目の項目としましては就学前教育・保育の一体的提供についてということで、一体的提供の制度・運用というところでございます。

こちらは別紙4というところで、また行ったり来たりで申しわけございませんが、14ページにおきましてまとめた表がございます。

幼稚園、保育園、幼保連携型認定こども園というところの一覧になってございますけれども、幼稚園につきましては当然文部科学省、満3歳から就学前までの対象児と、幼稚園教諭としての資格が必要であるということ、また、保育園につきましては厚生労働省の所管、ゼロ歳から就学前までの対象児で保育士の資格が必要というところでございます。幼保連携認定こども園としましては、一元化しまして内閣府での対応というところでございます。それぞれの幼稚園教諭、保育士の資格を持っておる者につきましては保育教諭という形での資格となるというところでございます。

恐れ入ります、それからまた5ページのほうに戻っていただきますけれども、第4回目のところでございます。

就学前保育の一体的提供の部分の二つ目の黒点でございましてけれども、幼保一体化園の現状というところがございます。これは、塩浜西保育園と塩浜幼稚園を一体化しまして、平成17年度から塩浜みどり園として運営をしているものの表で一覧にしたものでございます。

真ん中のところ、時間が7時30分から18時までという、各それぞれの時間帯を示しておりますけれども、左の1歳から2歳につきましては記載のとおりの内容でございまして。右のところ、3歳から5歳というところでございましてけれども、こちらにつきましては保育園児と、右側、幼稚園児、幼稚園につきましては公立でございまして4歳児と5歳児というふうに分かれます。

それから、8時30分から14時30分までにつきましては、四角で共通時間というように囲ってございましてけれども、それぞれ一体となつての教育保育を受けるという時間でございまして。

右の幼稚園児につきましては14時30分、午後2時半で降園をすると、帰っていくというところでございまして、保育園児としては幼稚園が帰っていくのを見送るというような形になってきます。

その下につきましては、認定こども園制度の概要ということでのイメージ図でございまして。ちょっと説明は省略をさせていただきます。

右の6ページでございましてけれども、利用者負担について、第4回目のときから公立保育園の現在の利用者負担額でございましてとか、幼稚園、保育園との利用負担の比較であり

ますとか、そういったところについて協議をしていただいております。

それで、直近の第5回目でございます。平成27年7月13日に開催をした検討会議でございますけれども、こちらでは大きく二つに分けて、1番目、就学前教育・保育における基本的な考え方というのを案として示しているものでございます。

一つ目、教育環境の適正化に向けた基本的な方針というところで、三つに囲って分けてございますけれども、一つ目のくくりで1学級単位の園児数と、いわゆる学級規模について記載をしたものでございます。

①でございますけれども、現在、国の基準35人以下というところがございますが、その半数以上でいきますと17.5人になりますけれども、整数でいきますと18人というところが各年齢児の最少規模というところになります。

4歳児、5歳児、1学級単位の園児数がそれぞれ18人に満たない園につきましては、冒頭、申し上げましたが、混合クラスの実施対象園の基準としているというところでございます。各園の1年齢児当たりの園児数は18人を下回らない人数とするというのが一つの学級単位として考えております。

②でございますけれども、園児数が31人から35人となった場合は、加配の教員を配置していくという考えでございます。

二つ目のくくりとしまして、園単位の学級数としまして、各園において4歳児、5歳児の年齢に応じた学級編成としていくと。

3番目の囲みでございます。適正な配置の検討というところでございますが、三つございまして、①適正基準に基づく集団教育の確保というところで、一定数以上の園児数を確保した上で適正規模の集団を営むことができる教育、保育の場を提供していくということ。

それから、2番目でございますが、幼稚園、保育園の一体化というところで、適正規模の集団生活を営むことができるような教育、保育の場を確保するというところで、公立幼稚園、公立保育園の一体化が可能な園におきましては幼保連携型認定こども園として一体的な提供を行っていくという考えでございます。

③につきましては、公立で果たすべき役割の確保というところでございますが、特別支援教育でありますとか外国人の園児教育あるいは障害児等の就園機会の確保、支援が必要となる家庭、その園児への対応といった公立の役割を考慮した上で公立の幼稚園、保育園、認定こども園等を全市的なバランスを見て配置していくというのはこの考えでございます。

2番目の利用者負担についてというところでございます。これは4回目から継続をして

議論をしていただいている項目でございますけれども、まず、一つ目としまして幼稚園利用者の負担についての基本的な考え方というところでございます。

二つございまして、上の一つ目の囲みでございますけれども、利用者負担額は児童が属する世帯の所得、いわゆる負担能力に応じた設定が適当であろうと。

理由といたしましては、私立の幼稚園、公私立の保育園ではもう既に応能負担となっております。公立幼稚園におきましても応能負担とするのが就学前の子供の利用者負担としての公平な立場であろうというところでございます。

二つ目の囲みとしましては、公立幼稚園と私立幼稚園、これは新制度への移行をした園の場合でございますけれども、それらの利用者負担額を同額とするという考えでございます。

その理由としましては、他の教育、保育の利用者負担額と比べまして、公立幼稚園の利用者負担額が定額となっておりますというところで、公的支援が手厚くなっている部分について是正する必要がある。二つ目としまして幼稚園の教育要領に基づいて同じ就学前教育を提供しております公立幼稚園、私立幼稚園で、それぞれ利用者負担額が異なるような状態にする必要がない、理由がないというところです。三つ目につきましては、低所得世帯に対して、応能負担とすることで逆にむしろ、負担が軽減されるというケースがあるというところです。

それらを総じまして、基本的には国が示します幼稚園利用者の負担額を上限とした中で公立、私立とも統一する、同じものとするというところでございます。

7ページにおきましては、二つ目の観点でございますけれども、国基準の利用者負担額をそのまま適応した場合の問題点というところで提示をしていただいております。

上の囲みでございます、国基準の利用者負担額、これは満3歳以上の部分でございますけれども、生活保護世帯から市民税21万1201円以上というところの五つのランクに分かれてございます。

そういったことで、一つ目の囲みでございますけれども、国基準の利用者負担額の区分が5階層しかないというところで、右の利用者負担額ゼロ円から3000円、その次が1万6100円というように、料金の変動幅が大きいという点でございます。所得の変化によりまして、利用者負担額が急激に上昇しないように5階層よりも階層をふやして階層間の変動をなだらかにしていく必要があると。

二つ目の囲みでございますけれども、3歳児に比べて保育に係る費用が低額な4、5歳

児の利用者負担額が3歳児と国の基準としては同額になっておるとい現状がございます。

その下の矢印でございますけれども、幼稚園教諭の配置基準につきましては、3歳児につきましては教諭1人当たり児童20人までと。それから、4、5歳児につきましては、教諭1人当たり児童30人まで。逆にいきますと、3歳児の場合は20人に1人の教諭、4、5歳児につきましては30人に1人の教諭ということで、4、5歳児のほうがコスト的に低い状況にあるというところでございます。

既に保育園の利用者につきましては4、5歳児の利用者負担額を軽減しているという実情がございます。

三つ目でございますけれども、保育園利用者には別途負担の必要がない給食費が幼稚園の利用者負担額には考慮されていないというところでございます。そういった中で、利用者負担額に給食費の負担部分を考慮しながら保育園の保育料よりも上回るような設定にしていく必要があるというところでございます。そういった中で、国基準のそういった課題等を勘案した中で、本市独自の利用者負担額を設定する必要があるだろうというところでございます。

8ページにつきましては、幼稚園の利用者の負担額についてというところで、先ほど申し上げました国基準の5階層が左の表でございますが、中間区分を設けて3階層ふやまして8階層とした場合の表でございます。

黒い線で囲ってございます国基準のところ、市民税7万7100円以下というところの項目を、新たに4万8599円以下と6万2850円以下という階層を加えていくものでございます。また、市民税21万1200円以下の国の基準に加えまして、新たに市民税14万4150円以下という階層を加えて、都合8階層としていくというものでございます。

もう一点、3歳児の利用者負担と4、5歳児についての負担の軽減ということの観点から、公定価格の比率を用いまして設定をしていくというところで、下のかぎ括弧で囲ってございます公定価格、幼稚園の3歳児が3万6150円に対しまして、4、5歳児は2万9280円となっております。

この割合でいきますと、3歳児に対する4、5歳児の割合が80.99%というところでございますので、81%ということ考えますと19%を減額していくという考えになります。

それで、市の基準案といたしましては3歳児のところ、左の囲みがございますけれども、それぞれ3000円、8500円、1万2300円とございますが、それらに0.81を掛ける、81%を掛けて100円単位に直したものが右の黒の囲みで、4、5歳児の負担額として示したもので

ございます。3000円のところが2400円、8500円のところが6900円と、以下、2万800円と  
いうようなものが4、5歳児の負担額の案でございます。

めくっていただきまして、9ページでございますが、あと、給食費の一部が保育園利用  
者が別途負担していないものを幼稚園の利用者は別途負担していくということで、その負  
担部分を減額するという考えのものでございます。

保育園の現状、上の囲みの部分につきましては、公定価格の中には人件費等の間接費用  
と給食の副食代等の直接費用が含まれております。別途、徴収はしないという内容になっ  
ております。ちなみに、副食代は平成27年度につきましては1食当たり157円、主食代に  
つきましては保護者から別途40円を徴収しておるというところでございます。

その下の幼稚園、新制度への移行をした園に限ってでございますけれども、現状としま  
しては、幼稚園の公定価格の中には人件費等の間接費用だけで、副食代の直接費用が含ま  
れていないと。2番目の給食費、主食代と副食代につきましては、全て保護者が利用者負  
担額とは別に負担をしておるというところで、右の網かけの部分、主食代が40円、副食代  
が150円ですけれども、別途負担をしていくというところでございます。

そういった中で、幼稚園利用者が負担している給食費の副食代相当を減額していく必要  
があるというところで、副食代157円で年間給食実施日数が200日と、12カ月で割りますと  
月額およそ2600円ということになってまいります。そういった形で2600円相当を減額して  
いこうという考えでございます。

戻っていただきまして、8ページのところに先ほど申し上げました負担額、4、5歳児、  
ゼロ円から2万800円という黒い枠の金額がございますけれども、これから給食副食代相  
当2600円を減じていくというものが負担額となっていくという考えでございます。

説明は以上ですけど、あと、15ページ、16ページにつきましては、幼稚園、保育園の児  
童数、園児数5カ年の推移等も記載をしております。

説明は以上でございます。また、ご意見等、よろしくお願いたします。

## ○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございますが、ご意見、ご質疑がございましたら発言願  
います。

特によろしいでしょうか。

○ 中川雅晶委員

説明ありがとうございます。

6 ページの、先ほど、第 5 回の平成 27 年 7 月の基本的な考え方というところですが、これ、あり方検討会議の中身と理解すればいいのか、もう市の考え方としてももう明確になっていると理解するのか、それはどちらですかね。

○ 加藤こども未来部次長

こども未来部、加藤でございます。

こちらにつきましては、一つのたたき台というイメージも含めまして提示をさせていただいております。

細かい内容につきましては、それぞれ、18 人がいいのか、私立の幼稚園では 20 人程度ではないのかというご意見もいただいておりますけれども、全体の考え方としましては、利用者負担も含めまして、おおよその枠ではこう理解できるというようなことでございますので、5 回目のあり方検討会議のところにおいても皆さんと大きく意見が分かれるところというものはなかったというふうに認識してございます。

○ 中川雅晶委員

これ、だから、基本的な方針として最少人数と、それから、利用者負担について基本的なというか市としての案を提示されて、あり方検討会議の意見をいただいて、これに対してそんなに否定的なものはなかったというふうに理解していいんですか。

○ 加藤こども未来部次長

そのとおりでございます。

具体的な数字は当然これからも議会のほうでもご協議いただいて決定していくというところでございます。

○ 中川雅晶委員

それはわかりましたので、これを基本にしてこれから細かいところを議論していくというところで、例えば、こういう方向で幼保一体化ないしはその認定こども園化をしていく

に当たって、段階的とかってあるんですけど、例えばこれ財政的な負担というのはどういうふうに見込んでおられるんですか。

#### ○ 伊藤保育幼稚園課長

中川委員のほうから財政的な負担という形で頂戴しました。

公立幼稚園のほうの財政的な負担ということと、私立のほうでこの後、今1園のところ  
が施設型給付のほうに移行されるといった部分で、財政的な部分が大きくまた変動が出て  
こようかと思えます。

今回、利用者負担額について公立のほうを一定額のほうから所得に応じた応能負担のほ  
うに切りかえていくということと、今現在1園が移行をされておられます。今後、移行の  
調査も今年度実施をしておるところでございますけれども、その移行される園も含めて保  
育料がどれだけ公立の部分が膨れてくるのか、また、移行されたところの公定利用者負担  
を国の基準から下げるといって、どれだけ市のほうでその部分を財政負担していくのか  
ということで、今、検討をしておるところでございます。

移行される園の園数、児童の数によってその辺がちょっと変動していきますので、今の  
時点ではちょっとまだつかみ切れていないところではございます。

#### ○ 中川雅晶委員

ちょっと済みません。聞き方が悪かった、申しわけないです。

例えば、金額まではわからないにしても、例えば、予想される財政負担をしていかなけ  
ればならないもの、例えば、認定こども園化することによって給食施設とかを含めて、施  
設の部分でとか、それから、今あった給食代とか副食代の軽減というか減額とかって、こ  
れはもう要は税金で負担をしていくということになれば、こういったものも財政的には費  
用としてかかりますよね。

そういったもので、例えば、こういう検討していく中で、市として財政負担をしていか  
なければならないようなものというのは、どういうものがあるのかというのをちょっと想  
定されるのか。金額がわからなければ、どういうものがあるのか。金額を大体はじいてお  
られるのであれば、それも教えていただきたいですが。

#### ○ 伊藤保育幼稚園課長

公立幼稚園のほうで、幼保連携型認定こども園という形で全てこちらのほうでいくという形のものではないんですけれども、地域のバランスを見ながら公立保育園のほうと連携型の認定こども園化を図る場合ですと給食施設は既に全て保育園のほうでありますので、そこは要らないという形で考えております。

また、私立幼稚園のほうの利用者負担額を国基準から下げるという形ですけれども、これについてはもちろん市のほうで財政負担をしていくということになります。

それ以外に、私立幼稚園のほうで認定こども園というお話も出てくるのが十分考えられます。そういった場合には、現在、自園で調理をされてみえるところであったり、また、違うところもありますので、給食設備については国のほうの示しもございますけれども、幼保連携型の認定こども園になっての施設整備費については国の安心こども基金を活用した財政支援のほうが可能になってくるということで想定をしておるところでございます。

#### ○ 中川雅晶委員

よくわからないので、そういう基金も当然使うというメニューもあるのを含めて、想定される、どういうものが負担としてあるのかというのを、ぜひ、そういうようなものも資料として出していただければありがたいので、お願いだけしておきます。

#### ○ 伊藤嗣也委員長

資料は出せますか。

#### ○ 中川雅晶委員

慌てないですけど。

#### ○ 市川こども未来部長

さっき課長のほうから説明させていただきましたとおり、今後、私立の幼稚園さんがどのような方向で動かれるかによってかなり左右されるものではあります。項目出しをすることは可能ですけれども、それについて今、幾らとか、その部分まで想定するのはちょっとできませんので、そこはご考慮いただきたいと思います。

それと、また8月5日の予算常任委員会で、旧東橋北小学校に橋北幼稚園と、それから橋北保育園を移設させていただくと、それについては大体必要経費の見積もり、もちろん、

東橋北小学校全体をそれで使うわけではございませんので、まだ部分部分での経費が出ているわけではありませんが、そこで大まかな費用については説明をさせていただき予定でございます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

中川委員、よろしいですか。

○ 中川雅晶委員

具体的な、私立の幼稚園の移行とかによって変動するというのはもう十分理解ができるんですけども、先ほども、まだまだ結論が出ていないのではっきりとわからないですわ。地域のバランスというのは、じゃ、どんなバランスなのか、そのバランスに応じて、じゃ、どういうふうな財政負担がかかるのかというのは、総額はちょっとわからないにしても、どういう項目がかかってくるのかというぐらいはわかると思いますので、その程度でいいと思いますが、例えば、そういう移行をしたりするに当たって、どのようなものが財政負担として考えられるのかというのをまずお示しただけであればありがたいなということで申しあげましたので、よろしく願いいたします。

○ 市川こども未来部長

できる限りお示しさせていただきたいと思います。

負担がかかるものと歳入が増になるもの、それから、あと、経費節減ができるものがございしますが、項目としては出させていただきとして、金額的なものについてはちょっと今の時点ではご容赦いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

中川委員、よろしいですか。

○ 中川雅晶委員

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

では、よろしくお願いいたします。

他にございますでしょうか。

○ 樋口龍馬委員

よろしくお願いいたします。

第5回の中で適正規模についてもお話をしているところなんですけれども、ちょっとこれはまず資料の請求をお願いしたいんです。幼稚園も保育園もなんですけど、10ページ、11ページにわたって定員に対する割合ということで、全体のパイの中で定員の割合を出していただいているんですけど、年齢ごとに違いますよね、受け入れの人数が。何歳児かによって、それぞれに枠があるんじゃないんですか。全体として100人だから100人を適当に散らすわけではなくて、何歳から何歳までは何人というふうに決まっておろうかと思えますので、恐れ入りますが、これは各年齢ごとにどれだけの定員があって、その中でこういう状況になっているのかというのを見せていただきたいなというふうに思います。これは後日で結構です。

あと、公費を投入することでならしていくという考え方について反対するものではないんですけれども、効率化を図っていかなきゃいけないと思いますので、この幼保の規模の適正化の分布について考え方があればそこも示していただきたいなと思いますので、大体、例えば、東西南北中ぐらいに分けて、どれぐらいずつの園を配置するのが適正なのかというようなことがあわせるのであればあらわしていただいて、安く子供を受け入れていこうと思うと、どうしても効率的な園の経営というのは図られてなきゃいけないというふうにも思いますので、そのあたりの考え方だけ、中長期のもので結構ですので、お示しいただける部分があれば、お示しいただければと思います。これも後日で結構です。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

2点ほど、資料要求がありましたが、大丈夫でしょうか。

○ 伊藤保育幼稚園課長

資料で、樋口委員のほうからご請求いただきました園ごとの、歳児ごとのクラスの大き

さであったり、それでの定員と充足率、資料として用意をさせていただきます。

それと、効率的な園運営ということで、今後の考え方がどういったものであるのかということで、これ、子ども子育て支援事業計画の中で四日市を3ブロックに、北部、中部、南部という形で、今後の供給体制をどのように考えていくのかというところでまとめておりますので、そういった中での資料という形で用意をさせていただくように考えております。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

もう一個、これも今、これはわかればでいいんですけども、年齢ごとの待機児童数というのがわかれば、これは市全体で結構です。

○ 伊藤保育幼稚園課長

本日の資料の16ページのほうをちょっとごらんいただければと思います。

○ 樋口龍馬委員

あるんですね、ごめんなさい。

○ 伊藤保育幼稚園課長

済みません、こちらのほうに待機児童の推移という形で……。

○ 樋口龍馬委員

済みません、見落としていました。

○ 伊藤保育幼稚園課長

この4月1日時点のを表記させていただいております。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。失礼しました。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 中川雅晶委員

済みません、第5回のたたき台の中で、今言われた保育園と幼稚園を一体化していく、また、私立の幼稚園がこの新制度に移行していく、それに伴って認定こども園になるかもしれないんですけど、公立の幼稚園を例えばどうしていくかというのがこの中ではちょっとよく見えないんですけど、それは、学級規模のところの非常に課題があるところを優先していくとかという形で理解をすればいいのか、公立幼稚園をどうしていくかというのをもうちょっと明確に教えていただけますか、方針といいますか。

○ 市川こども未来部長

第5回のときに、教育環境の適正化に向けた基本的な方針、これについて委員の皆様はこの方向性でいいということを確認をまずいただいた。そして、次の6回目で公立幼稚園をいかにしていくかということについてうちがたたき台を出させていただき、そして、委員の皆様にご協議をいただくという予定になっております。

当然、ベースの考え方は最低規模が18人を下回らないという考え方でいろいろな方策を考えていくことになると思いますので、そこでのお示しになるというふうにご理解いただければと思います。また、その考え方が一応検討会議のほうで検討いただいた上で、議会のほうにも再度協議会等でお示しをさせていただきたいと考えております。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 石川善己副委員長

手を挙げていないんですけど、済みません。

きのうも正副委員長打ち合わせの中で自分の考えていることとか感じていることは話をさせてもらったので、記録に残したい部分だけちょっと言わせていただきたいと思います。

6ページの適正配置の検討のところの幼稚園、保育園の一体化という形で、幼保連携型

の認定こども園で残していくというような方向性を市のほうでは示されていると思うんですが、これ、以前から私のほうはずっと言わせてもらっているんですが、連携型にする必要が正直あるのかという部分を思っていて、というのが、やっぱり集約をしていくという考え方の中であるならば、連携型にしていくことでその集約をしていく意味というのは非常に薄れるのかなと。

要は、ニーズがないから園児が減ってきている。きょうも資料のほうで示していただいていますけれども、15ページに出ているような公立幼稚園の園児数の推移を見ていただくと、5年間で270名ぐらい減ってきていると。その他、もちろん公私の保育園は圧倒的にふえてきて、私立の幼稚園も多少、年次によって波はありますけれども、ほぼ増減がないという状況の中で、以前、一般質問でも取り上げたのでくどくなるんですが、やっぱり公立幼稚園一人負けという形でニーズがなくなっていると思っています。

それを、ベースとしてやっぱり集約をしていくという考え方に立つのであれば、幼稚園の部分を無理やり残すための一体化というのは私はどうなのかなと。あくまで保育園型の認定こども園という形で集約をしていけばいいのかなという思いがありますので、その辺はいろんな議論があると思いますし、部長のお考えも、お話も聞かせていただいているんですが、そういった意味で連携型にしなきゃいけないのかなという思いがあるので、ちょっと部長のお話、前も聞かせてもらいましたけれども、思い、ちょっとお答えいただけると。

## ○ 市川こども未来部長

昨日も委員長、副委員長への説明の場でそのお話が出たと思うんですけど、ここに書いてあります3点を基本に考えるということで、全ての園を幼稚園、保育園の一体化園として残していくという考え方ではないということをご理解いただきたいと思います。

1点目の、適正基準に基づく集団教育の確保、うち、この幼保のあり方検討会議で何度も確認をしておりますのは、子供にとって最適な就学前教育の場というのはどうあるべきかと、やっぱり子供の利益を最善に考えましょうというところで委員さんの意思統一も図っておりますので、決して先ほどおっしゃったように、幼稚園を全て保育園と一体化して残していく、それだけが全てだということではございません。そこは確認をさせていただきますと思います。

以上です。

## ○ 石川善己副委員長

済みません、きのうも少し正副委員長打ち合わせのところで、少しというか大分というか、お話をさせてもらったんですが、一応、記録に残したいなという思いで聞かせていただいた点が一つあります。

それと、正副委員長打ち合わせの中で、ちょっとずれてくるかもわかりませんが聞きそびれた点が1点あって、保育料も少子化の流れの中で今、四日市は長子が小学校6年生にいないと保育料の軽減ってないじゃないですか。これってというのは、やっぱり方向性としては現状のままでいくのか、小6の子がいるいないというところを外していく方向性というのを全く考えていないんですかね。第3子の無償化についてなんですけど、このままでいくのか、改善をしていきたいという思いはあるけれども見えていないのか、これから検討はしていくけど全くどっちへ行くかわからないというのか、その辺だけちょっと聞かせていただけると嬉しいんですが。

## ○ 市川こども未来部長

これは、幼保のあり方とはまた別の政策課題ではあるかなと思います。

つまり、多子世帯への就園に対する支援、これを拡大していくかどうかという別の政策課題であるというふうに考えておりますが、今、ちょっと、例えば不妊治療とかをしまして第2子との間が結構、年齢が離れるとかいうケースもあります。年齢拡大をしてほしいというようなお声があるというのはこちらも認識はしております。

ただ、財政的な負担の生じることでございますので、こども未来部だけで決められることではなく、子育て支援政策全体で、どこに配分していくのが最適かということの検討項目のうちの一つであるというふうに思っておりますので、ちょっと即答はご容赦いただきたいと思えます。

以上です。

## ○ 石川善己副委員長

ありがとうございます。また、改めてやります。

とりあえず、次回のあり方検討会議のほうをまた楽しみにさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 中川雅晶委員

やっぱりちょっと腑に落ちないところが、あり方検討会議はあり方検討会議で、それはもうそういうふうに検討していただくことは全然やぶさかではないんですけれども、先ほどの第5回で示された市の基本的な方針とか、それから、公立幼稚園の方針であるとか、次回、第6回にあり方検討会議に示されるというの、それはわかりましたけれども、当然、そのあり方検討会議はあり方検討会議で検討していただければいいんですが、基本的な方針をこれだけ、例えば、たたき台にしても策定をされているのであれば議会なり委員会へご提示いただくというのは、それは道理じゃないかなと思うんですが、その辺のお考えはどうですか。

○ 市川子ども未来部長

ここへ示している基本的な考え方というのは、市の考え方として示しているというよりも、それまでの議論の中身、それを踏まえて、こちらがまとめさせていただいているものでして、例えば、集団規模についても、委員の皆様の討議、それから、もちろん私立幼稚園から来ていらっしゃる方もみえますし、公立幼稚園からの代表の方もみえますし、さまざまな意見を総合して、落としどころとしてここかなというところでうちが確認をさせていただき、また、委員の意見をいただきながら、キャッチボールしながら進めているということなのです。

なので、次の6回目で示していくのは5回目までの議論の中身を踏まえたものをうちがまとめ、またたたき台として出させていただくという形でございます。

○ 中川雅晶委員

部長の言われることも、それはわからなくはないんですけれども、ただ、あり方検討会議の結論がイコール市民のニーズやったりとか、合意形成を図っていることではないので、一つの考察としては当然尊重はしますけれども、ここにも、資料に基本的な考え方と書いてあるので、となれば、やっぱりそれは基本的な、それが最終決定じゃないにしても、議

会に対して報告なり協議をする場とかというの、同時並行ないしは議会も尊重していただいて、報告をいただきながら議論を進めていただくというのも一つの考え方ではないかなと思うんですが、ぜひその辺も考慮いただきたいと思うんですが。

#### ○ 市川こども未来部長

先ほど来、申し上げておりますように、第6回をやってそこを提示させていただき、おくれずに教育民生常任委員会のほうで協議会をお願いするというので、こういった重大な変更を伴うことをごさいますので、決して全部決まってから議会に提示するというようなことは全く考えておりません。当然、折々に議会のほうに協議会なりをお願いし、議員の皆様のご意見を入れた上で最終的に政策として出していくと。でなければ、うちのほうは結局、予算案件あるいは条例改正として議会のほうの承認をいただかないと次には進めないわけですので、当然その手続きは踏ませていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

#### ○ 中川雅晶委員

第6回目というのは、いつ開催予定なんですか。

#### ○ 市川こども未来部長

今のところ、8月下旬を予定しておりますので、次の8月定例会議会あるいは11月定例会議会との間ぐらいではできると考えておりますので、どうかよろしくお願いたします。

#### ○ 中川雅晶委員

やめておきますわ。

本当は、例えば、第6回目に提示するのであれば、基本の基本の素案ぐらいはある程度もう持っておられると僕は思うんですけども、であるならば、きょうの所管事務調査でもある程度基本の基本方針、素案でもいいと思うんですけども、ご提示いただければ、もう少しこちらの議論も深まったのかなというふうに思いましたので、意見としてだけ言うておきます。

#### ○ 石川善己副委員長

同感です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

よろしいでしょうか。

○ 中川雅晶委員

理事者というよりも、この所管事務調査にするに当たって、理事者の考え方とかというのは基本的なところで教えていただいて、今後、この調査研究を進めるに当たって、この間も資料を一部いただいて、幼稚園の団体とはお話をさせていただいたという経緯はあるんですけれども、例えば、今回も利用者の変更というか応分の負担へというところとかとなれば、保護者とか利用者を代表したところと意見交換なり、お考えを聞くとかというような場の設定であったりとか、保育園、その他の団体とはまだ話をしていないので、そういうところを持っていただくとかというのも一つの考えかなと思いますので、正副委員長でご協議いただくようお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

後ほど正副委員長のほうで協議したいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

他にございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、ご質疑もないようでございますので、本件につきましてはこの程度といたします。

どうも理事者様、ありがとうございました。

理事者の入れかえがございまして、5分程度休憩をとらせていただきたいと思いますので、あの時計で35分から始めたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 伊藤嗣也委員長

会議を再開します。次に、健康福祉部からの報告を受けたいと思います。

それでは、報告事項でございますが、部長、一言よろしく願いいたします。

○ 永田健康福祉部長

本日は、登録の手話通訳者のことについてご報告をさせていただきます。

本当に非常に暑い時期で、ちょっと食中毒の警報も出ておる状態になっております。皆さんも健康に気をつけていただきたいと思いますと思っております。

よろしく願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

それでは、登録手話通訳者についての報告を受けたいと思います。

報告をお願いします。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

障害福祉課長の水谷でございます。よろしく願いをいたします。

登録手話通訳者につきまして、お手元の教育民生常任委員会報告事項がございます。こちらの資料に基づきましてご説明を申し上げます。

表紙のほうをめくっていただけますでしょうか。

手話通訳者の派遣事業は障害者総合支援法に基づく事業として位置づけられており、例えば、聴覚障害の方が病院を受診する場合に、前もって何月何日何時にどここの病院へ行くので手話通訳者を派遣してほしいと、こういった依頼がメールあるいはファクス等で障害福祉課のほうへ入ります。

本市にご登録をいただいております手話通訳者の方、平成27年4月1日現在で18名でございますけれども、この方に聴覚障害の方からのこういう依頼があったという内容をお伝

えしまして、それぞれ調整をしながら手話通訳に行っていただく人を決定するというふうな流れになります。

この場合、手話通訳には一定程度の技術が要求されることもありまして、通訳者の養成に相当の時間を要します。現状では、通訳者の不足から、通訳依頼への対応にも非常に苦慮しているというのが実情でございます。

2の課題でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、登録手話通訳者の数が不足していると認識をしております。現状、登録手話通訳者の職務上の位置づけとしましては非常勤の臨時職員であり、通訳現場へ出向く場合にも公共交通機関を利用していただく等の制約がございます。

したがいまして、登録手話通訳者の職務上の位置づけ、いわゆる身分の改善を図ることで人材の確保を図りながら、手話通訳者が通訳現場へ出向く場合にもご自身の車で行くことができるように改善を図り、通訳依頼への対応を向上させる必要があるというふうに認識をしております。

今後の方針でございますけれども、手話通訳者養成のための研修には今後も力を入れていく所存でございますし、また、現在登録をさせていただいている手話通訳者の皆さんはほかに仕事をお持ちの方が大半ですので、そういった仕事を続けながらも手話通訳にも従事できる、そういうふうなこととか、それからご自身の車で手話通訳者のご自宅から通訳現場まで移動ができる、そういうふうなメリットを考慮いたしまして、登録通訳者の身分につきましては、従来の一般職としての臨時職員ではなく特別職とする方向で聴覚障害の団体さん、あるいは手話通訳の団体さんとも協議を重ねてまいりました。その結果、特別職とする方向で一定の合意を得たところでございます。

したがいまして、今後も引き続き団体さんと協議を進めながら、例えば、現状、その手話通訳業務の報酬につきましては三重県と同じく交通費は別途支給ですが、時給1500円でございます。こういった報酬の増額による処遇の改善等を図りまして、手話通訳の担い手を確保してまいる所存でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

## ○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

報告はお聞き及びのとおりでございます。

ご意見、ご質疑がございましたら、発言願います。

○ 樋口龍馬委員

お願いします。ありがとうございました。

2点あります。特別職とするということなんですが、これは現在ある何らかの特別職に準拠をしていくという形なんでしょうか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

特別職の件でございますけれども、今後、内部調整あるいは団体との協議も進めてまいりますけれども、従来の枠組みではなくて、今、時給1500円というふうに私、申し上げましたけれども、その辺の見直しも図る中で、新たにこの手話通訳者としての身分をきちんと決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員

伴って条例整備をしていくというような感覚でよろしいですか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

はい、そうでございます。

○ 樋口龍馬委員

これはスケジュールとしては、例えば今年度内に片付けていくという話なのか、持ち越していくという話なのか、めどが立っているんだったら教えていただきたいんですが。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

別段、現状、めどが立っているわけではございませんけれども、目標としまして、できれば年度内に条例改正までこぎつけて、来年の春からは新しい制度として迎えていきたいというふうに思っております。

○ 樋口龍馬委員

もう8月になってくるので、ちょっと次に向けたスケジュールが具体的に立っていないと年度内というのも難しいのかなというふうを感じるんですけども、当面の動きとしては次はいつぐらいにどんなステップを踏むのか教えてください。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

8月6日だったと思いますけれども、また、団体さんと協議をいたします。その結果も踏まえまして、内部で総務部あるいは財政経営部と協議をしてまいりたいと。予算要求までに何とかめどを立てていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員

では、この8月6日の中で、先ほど言われた1500円という内容であったり、家庭からの自家用車での現場への移動であったりという市の考え方を示していくということで間違いなかったでしょうか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

そこらあたりの考え方につきまして、もう既にお示しをしまして、一定団体さんのほうから大枠での合意は得ておりますので、じゃ、その1500円をお幾らぐらいにするのかとか、そういうふうな細かい話を詰めていきたいというふうに思っております。

○ 樋口龍馬委員

今、団体さんからは、県の基準を超えたものを要求されているということなんでしょうか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

そうでございますね。四日市市としてそれにふさわしい、手話通訳者としてふさわしい報酬をというふうな意見はいただいております。

○ 樋口龍馬委員

ちょっと内容に踏み込んでいってしまうので、報告を受けておる状態なのでどこまでか

というところがあるんですけども、その中で腹案としてこういうふうを示していこうと、8月6日に向けた考えは持ってみえるんですね。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

はい、持っております。

○ 樋口龍馬委員

その内容については今ここでは聞かないほうがいいのか。

○ 永田健康福祉部長

担当課長が正直にお答えさせていただいたとおりでございますが、まだ、内部調整が済んでおりませんので、その辺については不確定要素でお答えするとかえって団体さんにもご迷惑かけるとお思いますので、前向きには議論させていただいているということでご了解をいただきたいとお思います。

○ 樋口龍馬委員

承知しました。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか、樋口委員。

○ 樋口龍馬委員

2点と言ったんですけども、先ほどの1点目の質問の中で出ていったので……。

○ 伊藤嗣也委員長

いやいや、発言……。

○ 樋口龍馬委員

大丈夫です。もうこれで結構です。ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 森川 慎委員

済みません、お願いします。

時給1500円以上ということで、全国的な時給の平均とかそんなのがわかったらちょっと教えていただきたいと。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

大体全国的には1500円から2000円ぐらいのところが多い状況でございます。

○ 森川 慎委員

わかりました。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 太田紀子委員

今は一体幾らなんですか。今が幾らかわからないのに1500円が上がっているのかどうかちょっと。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

説明不足で申しわけございませんでした。

この時給1500円というのは今現在、時給1500円ということでございます。

○ 伊藤嗣也委員長

太田委員、よろしいでしょうか。

○ 太田紀子委員

ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 太田紀子委員

今現在1500円で、それに上げるという、今そういう話し合いをしてみえるわけですよね。2000円までか2000円以上なのかわかりませんが、1500円以上に上げるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

そうでございます。

○ 伊藤嗣也委員長

太田委員、よろしいですか。

○ 太田紀子委員

ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 森川 慎委員

今、公共交通機関しか使えないということですが、この理由は何かあるのでしょうか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

今現在は、手話通訳者は一般職としての臨時職員でございますので、基本、我々と同じになります。したがって、我々がいろんな現場に出向くときにも自分の車では行かないのと同じく、もし、行っていただくのであれば、公用車を使うか、あるいは公共交通機関を利用するというところでございます。

○ 森川 慎委員

そうすると、やっぱり今現状だと、要請があつて行くまでに大分タイムラグが発生するというようなことでいいんですかね。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

そこら辺でいわゆるフットワークといいますか、その辺のところ課題がございますので、そういったところもクリアをしていきたいというふうに考えておりました、特別職という方向で検討中というところがございます。

○ 森川 慎委員

ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 中川雅晶委員

教えてほしいんですけど、例えば聴覚障害者の数に対して、どれだけの手話通訳者というのを想定しておられるのか、そういう基本的な考え方があるのかないのかも含めてちょっと教えていただけませんか。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

平成26年度、ちなみにこの手話通訳者の派遣要請を利用された方は75名でございました。実際、私どもが派遣をさせていただいた件数が、平成26年度で1100件を超えておるところでございまして、年々ふえている状況でございます。

今、この18名の登録手話通訳者さんでは、まだちょっと足りないという状況でございますので、最低でもあと四、五人ぐらいというふうな形ではふやしていきたいですし、それから、ちょっとここには書いてございませんでしたけれども、通訳者さんのいわゆる平均年齢が今57歳ぐらいということで高齢化というふうな状況もございます。その辺のところもありますので、若い通訳者さんを育てていきたいというふうな思いもございます。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

わかりました。

今もなかなか足りない状況で、なおかつ現状の手話通訳者の方が高齢化を迎えて世代交代を図っていかなきゃいけないという意図があると。

手話通訳者って試験を受けて手話通訳者として認定をされるということでしょうね。新しくとか、若いこれからの方々に手話通訳になっていただくという仕掛けづくりも同時に何かされるんですかね。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

この辺のところはもう過去からずっと比較的、初心者向けの養成講座であったり、ある程度手話がおできになる方の育成講座であったりという2段階でずっと続けておりました、こういった講座、実際のところ非常に人気はあるんです。応募をしますと、定員を超えるぐらいの方が応募をされるんですけども、実際、現場に出向いてきちんと手話通訳ができるまでの技術を身につけよう、あるいは試験に合格するぐらいの技量を身につけようと思いますと、最低でも4年ぐらいはかかります。ずっとその間いわゆる学習をしていただかなければなりませんので、それから、またその試験自体が非常に難しくって、合格率は全国的にも10%前後ぐらいというふうな形でございます。

したがって、こういった講座につきましては、これからもどんどん力を入れて実施をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○ 中川雅晶委員

わかりました。

やっぱりきょう言ってあしたつくれないので、やっぱりじっくり時間をかけて養成をしていかなきゃいけないというのはよくわかりましたので、それだけではなくて、もう少し継続しやすいように、また、入っていきやすいように。今回の処遇の改善ももちろん重要なものだというふうには理解をいたしましたので、それだけではない、もう少し継続して手話通訳者まで引き上げられるような何か、ぜひシステムを構築していただければなというふうにお願いをして終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段、他にご意見、ご質疑もございませんようですので、本件につきましてはこの程度といたします。お疲れ様でございました。

理事者の方はありがとうございました。ご退席ください。ありがとうございました。

委員の皆様はそのままお残りください。

委員の皆様、お疲れのところ、もうしばらくお時間ください。

6月定例会議会の議会報告会、シティ・ミーティングはご苦労さまでございました。

そのとき出されました市民意見のまとめたものを資料として、案としてですが、皆さんにA3の大きな紙で配付させていただいております。2ページにわたってでございます。ごらんください。

10名から13件のご意見がございました。

今回、お手元の資料にあるとおり、ナンバー1からナンバー13までの意見については全て③その他の意見とし、①議会として協議すべき意見及び②常任委員会で協議すべき意見はなしと整理をさせていただきました。

なお、ナンバー2、ナンバー3(1)、(2)、ナンバー10及びナンバー11については、所管部局に市民からの意見として伝えることといたしました。

この案に対しまして、各委員の皆様から、もし、修正すべきことなどがございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。読むのに結構、時間がかかると思うんですが。

○ 太田紀子委員

10番なんですけれども、教科書の展示についてなんですけれども、今回、隣のところでしていましたよね。場所がどうしてもあそこじゃないといけないのかと。もし、あれだっ

たら場所を変えてでも、ぜひとももっとたくさんの人に見てもらいたい必要があるんじゃないかと思うもので、どうしてもあそこだと限られた人しか、土日とかにしたとしても見ないと思うもので、もっとより多くの人に見てもらいたいようにしてはどうかと思うんですが。

#### ○ 伊藤嗣也委員長

10番の（１）の教科書の展示についてでございますが、太田委員のほうから、これは当委員会が所管しておる部分でございますが、正副委員長の打ち合わせでは意見として承ったわけでございますが、太田委員のほうから議論すべきではないかという趣旨のご意見であったのかなと思っておりますが、他の委員の皆様、先ほどの太田委員のご提案につきましてはいかがでしょうか。

皆様のご意見を承りたいと思います。

#### ○ 樋口龍馬委員

言われていることを否定するわけではないんですけれども、所管事務調査として扱うほどのものなのかなというところになってくると、委員会として申し入れるという話になると委員会の中での意思の統一というのにも必要になってきますし、意見として出されたということ伝えるということにはなっていますので、現状のままの扱いで、今後、例えば、太田委員が一般質問の中で扱われるとか、個別に陳情であったり要望としてとりまとめていくということであればそれは議員個人としての権能の中でやっていただければいいのかなと思うんですが、委員会として何らか意見をまとめていったり協議を図っていくというにはちょっとそぐわないのではないかなというふうに感じますので、今回のシティ・ミーティングの意見の取り扱いとしては現状のままいかれて、今後の課題の中で取り扱われるという部分についてお話も当日しているかと思っておりますので、個人の対応としてやっていただいたほうがいいのではないかなというふうに考えます。

意見です。

#### ○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

現状の意見として伝えるということでございますが、他にございますか。

○ 三木 隆委員

今の太田委員の意見ですけど、これ、所管部局の返事はどういうふうな返事をもって  
いるんですか。所管部局にこの旨伝えたと今、委員長おっしゃった……。

○ 伊藤嗣也委員長

これはまだ。

○ 三木 隆委員

伝わっていないですか。

○ 伊藤嗣也委員長

先ほどの三木委員のご意見で、今、ここ案で諮らせてもらって、皆様との合意形成がな  
された上で所管部局のほうに出ていきますので、この場で修正すべきか、このままでいい  
かを今諮っておるわけでございます。

○ 三木 隆委員

所管部局に申し出ること自体は僕はいいと思うんですけど、そこが委員会としての結論  
という部分なんですけど、今までの通例で、こういうのを取り上げると、委員会の意見とし  
て絶対しなあかんというような認識の問題なのか、それとも、できればそういう場所設定  
を加えてほしいという要望みたいな、このシティ・ミーティングの結果を受けて伝えると  
いうことには僕は違和感はないと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

先ほど三木委員からのご意見のとおり、ここで案が皆様に認められましたら、所管部局  
には市民からの意見として伝えることとなります。

樋口委員はこのままでいいと、要は意見を承る。ただ、先ほど太田委員からは、もっと  
修正すべきであるというご意見に対しての意見を他の委員の皆さんの……。

○ 三木 隆委員

わかりました。ちょっとその辺の認識ができていなかったもので、わかりました。

そんなんやったら、僕は修正なしのこのままの意見として伝えてほしいという考えです。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

太田委員、そうしたらそのようにご理解ください。よろしくお願いいたします。

それでは、この案につきましては、これで皆様、了解いただいたというふうにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の議会報告会におけるアンケートの結果の資料を、これですね、よろしくお願いいたします。

最後です。もう少しお時間ください。

行政視察の際に、委員の皆様にお諮りさせていただきました教育長及び教育委員との意見交換会の件でございますが、報告及びご意見をいただければと思いますが、平成27年10月28日の水曜日、もう一度、申し上げます。平成27年10月28日の水曜日に開催される教育委員会会議の終了後に意見交換会を開催する方向で教育長及び教育委員から了解をいただいたとの報告を教育委員会より受けました。

当日の教育委員会会議は、午前9時30分から開催されます。会議時間は約2時間程度の予定であるため、おおむね午前11時30分から1時間程度で、教育民生常任委員会委員の皆様との調整をしたいと思っておりますが、当日の教育委員会会議の進行状況によりましては意見交換会の開始時刻は30分程度、若干おくれる可能性も考えられますので、大変申しわけございませんが、ご了解はいただきたいと思っております。

そこでですが、開催時刻の連絡につきましては当日、担当書記が各会派に伝えますので、当日は午前11時30分にお越しいただき、各会派で待機していただきますようお願いいたします。

それで、皆様にお諮りしたいのがテーマでございますが、当日の意見交換会のテーマにつきまして、委員の皆様にお諮りをして、本日決めたいと思っております。正副委員長案は一応

ございますが、他の委員の皆様から何かございましたらその中で決めたいと思いますが、テーマについてご意見のある委員の方はご発言をよろしくお願いいたします。

これは、ちなみに強制ではございませんので、恐らく500円程度の弁当をとって、各自、教育委員の方と一緒に食事をしながらするような話になろうかと思えます。その旨ご了解ください。

もし、なければ、ちなみに……。

○ 中川雅晶委員

どういう意図で正副委員長がこれをしようと思われたんですか。

○ 伊藤嗣也委員長

まず、一度もされていないというのがあったんですね。それと、今回、教育委員会の制度も変わりましたので、本来はもっときちっとした形でやりたいとは思ったんですが、まず、目的は一緒だと思うんですね、子供たちのために教育委員会会議とこの委員会と。顔も知らないし、何らかの形で意見交換ができればいいかなと思いました。それ以上も以下も本当に特にございませぬ。もっと突っ込んだ意見交換とか、きちっとしたという形は難しいかなと思ったので、まず、最初、会って意見交換ができて、次のステップに進んでいければなということでございます。特に、きちっとした会議、会議録をとるとか、そういうのではございませんので、その辺ご理解ください。

ですから、強制ではなく、参加できる方は参加してくださいという形をとらせていただきたいと思えます。

○ 中川雅晶委員

では、これ、委員会としてはやらないということですか。

○ 伊藤嗣也委員長

委員会ではないです。

○ 中川雅晶委員

教育民生常任委員会でないほかの議員も参加することができるということですか。

○ 石川善己副委員長

委員会としてやらないんですか。

僕の認識は、ごめんなさい、正副委員長できちっとすり合わせができていないので申しわけないんですが、僕は、公式な会議ではないけれども、教育民生常任委員会のメンバーと教育委員の皆さんとの意見交換だという認識を持っていますけど。

○ 伊藤嗣也委員長

申しわけございません。私、ちょっと認識のあれで、委員会というと正式な会議録をとるとか、そういう形になると思いましたので、委員会ではないという表現を使いましたが、この教育民生常任委員会のメンバーとの意見交換会をします。ただ、正式な委員会だと、会議録とかとらないかんで、そういう問題が出てくると。

少しお待ちください。

事務局、それちょっと補足お願いできますか。

○ 一海議会事務局主幹

事務局、一海でございます。

今回、委員会という形であると、おっしゃったように原則公開で会議録をとということがありますが、正副委員長から率直な自由闊達な意見交換会というようなご意向があり、公務ではない、教育民生常任委員会ではない意見交換会というかたちで今、調整中でございます。

それで、どこまで対象を広げて意見交換会をされるかですが、確かにおっしゃられるように全議員という考え方もありますけれども、今回については教育民生常任委員会委員の皆様と教育長及び教育委員さんとの意見交換会ということで、そういうご意向での調整というところでございます。

○ 伊藤嗣也委員長

済みません、私のちょっと説明不足というか、ちょっと上手に説明できませんでした。

そのような、今、事務局のほうから説明していただきましたが、そういう趣旨でございます。参加していただく委員の方におかれましてはどうかそういう趣旨をご理解していた

だいたいで参加していただきたいと思います。

中川委員、よろしかったですかね。

### ○ 中川雅晶委員

基本的には教育委員会と議会の関係というのはなかなか微妙な関係ですし、今回は公務ではないというような、それをして一体何の意図があつて。例えば、ある程度争点になるようなテーマで意見交換するんやったら別ですけど、何か特に見解を聞くだけで、正式な見解は、向こうは教育委員会を代表する、執行する教育長というのがいて、教育委員会事務局を通して私たちは議論するわけだけれども、この教育委員会の一人一人のメンバーと……。ちょっと意図がよくわからないんで。

1時間ぐらいの会合を持って、一体何なのかなと。議会から、大きい争点があつて、教育委員会の意見を聞くとかというんであれば、それもそうかな。ただ、教育委員会というのは独立機関で、それはもう政治的にも中立性というところの担保されているところなので、どうなんかなと。何となく釈然としない部分が……。

### ○ 伊藤嗣也委員長

なるほど。余りやることに対してメリットといたしますか、意義がどうかということですよ。きちっとしたあれではない、会議体ではございませんので、ただ、雑談みたいになるじゃないかということですよ。

### ○ 中川雅晶委員

それも、公務でもなくて会議録もなく、ネット中継するわけでもなく。全然意味のないことだとは思わないですけど、どうなんかなと。

### ○ 伊藤嗣也委員長

わかりました。

他の委員の皆さんはどうですか。

余り委員の皆様がメリットがないというか、やる意義がわからないと言うんでしたら、これはもうやる意義がございませんので、意見交換会そのもののやるやらないに影響します。

皆様はいかがでしょうか。

もう参加される方がいなかったらこれ、実は成り立ちませんので、もう本当ざっくばらんで結構です。

○ 三木 隆委員

中川委員ほど僕は真剣に深くは考えていなかったもので、単なる意見交換ですか、正副委員長がそういう狙いかなというふうに感じていたけど、別段、やってもいいというふうには思っているんですけどね。せっかくそういう企画されて、そういう顔を知ってもらう、そういう流れの中でという、単純なところでは結構かなと。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

○ 太田紀子委員

私も別にそれほど深くちょっと考えていないのであれなんですけれども、だから、逆にフランクにしゃべれる場として設定するんやったらば、余り、1時間という時間帯もありますし、食事をしながらというのもあったら、これと決めずにそのときそのときの、例えば新システムはどうなのぐらいの軽いそういう話のほうがいいんじゃないかなと。ましてや会議録そういうの関係ないんやったら余計に、また、別のその人の人間性が見えたりもするのかなと思っているんですけども、どんなものなんでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

○ 樋口龍馬委員

選ぶ側と選ばれる側なので、教育委員というのは議会が認めないと教育委員になれないわけですね。そういう点でいうと、人事権を持っておるとも言える議会と、非公式の場で会合をしていくというのが教育委員会の公正な権能を脅かすことはないのかなという心配は正直あります。多分、中川委員も同じようなことを思ってみえる、私はちょっと監査が入っているので難しいんですけども。

議長が許可を出してみえるのかであったり、教育委員会としての見解はどうなんだというところまで含めて、全部コミットできているんですね、そのあたりは、一海さん。

○ 一海議会事務局主幹

議長の件については、まだそこまでの話は……。

○ 樋口龍馬委員

ということであると、ちょっと難しいのかなと。やっぱり僕らは議会なので、幾ら秘密会議みたいな形であったとしても、やっぱり議長の許可なく進めていくというのは問題があるのかなというふうに感じています。

公の会議の中で意見交換がなされて、公開されていくということであればお互いが責任を持って発言もできますし、踏み込んだ議論ができるからという中で、もし教育的な見解について権能を脅かすような発言が議会のほうから出されたりということが集団としてあると、私は政治がそこまで教育に踏み込んでいいのかというところについては、制度を設計していくのは僕ら議会の仕事やと思うんですけど、違和感はありますね。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

森川委員、どうですか。

○ 森川 慎委員

僕も、最初は余り深く考えていなかったんですけど、独立機関やとかそうやって言われていること、確かにそうなんかなということと、新人なので、余り相手の顔も見たことがないというのもあるのでお話ししてみたいなというのはあるんですけども、委員会として取り組むというのは、やっぱり考えたら問題があるのかなというようなのはちょっと思っています。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

オーケーになったら議長、副議長にはと思っていたんですが、今のところ、いろいろご

意見を伺う中で、あえてこのまま進めていくのもいかなものかというふうにも感じましたので、今回のこの件はもう一応なかったこととさせていただきたいと思います。

#### ○ 森川 慎委員

冒頭に、議題で何かあるというのは、それは何だった、どういうものだった……。

#### ○ 伊藤嗣也委員長

参考までで結構なんですけど、学校の統廃合、規模適正化もやられたが、三浜小学校と塩浜小学校は統廃合されましたよね。今後もそういう統廃合というのは起こっていくというように思うんですが、スクールバスが初めて走ったと。今も走っていますよね。

これがいつまで走るのかなというのがあって、今後、統廃合していくと、どうしても通学距離が延びるし危ない。そうすると、一つのルールというものをつくっていかないかんのと違うかなと。

学校規模の適正化の中で、そのところは議論はちょっとされていないのかなというのにはありましたので、私もちょっと軽い気持ちでしたが、食事でもしながら、その辺の統廃合を含めた通学路の安全とか通学バスの今後の考え方というのを、ちょっと意見交換をしたかったなと、そういうことでございます。

#### ○ 中川雅晶委員

今の内容であるなら、教育委員会事務局で十分だと思うんですけどね。しかも、三浜小学校と塩浜小学校でやっているのだから、その考え方とか、確かにそれがいいかどうかというのは、いろいろな問題、課題はあるとは思いますが、そのことに関しては今後、四日市のスクールバスなり、スクールバスの統廃合を含めた、安全の観点とか費用の観点とか、スクールバスの変更とかということは、大切な議題やと思うんですけど、教育委員会と闘わせるような議題ではないかなというのがあります。教育長並びに教育委員会事務局で十分な話で。

#### ○ 樋口龍馬委員

それこそ所管事務調査でやって、オープンな場所でやったほうが、言った言わんの話になるのが怖いんですよ。あのときあんた言ったやないとか、教育委員会の中でもこん

だけの意見があったぞという、もう言った言わんが議会の中で出ていくというのは、みんなも聞いておったやろうという既成事実みたいになっていくというのは怖いなという気は、僕は……。

○ 石川善己副委員長

それは絶対やったらあかんことやね。

○ 樋口龍馬委員

やっぱり聞いちゃうと言っちゃうと思うので。

○ 伊藤嗣也委員長

まあ、初めはテーマなしで食事でもしながらと思っておったんですけど、教育委員会のほうからテーマが欲しいということでしたので、そういうことで。

結局、そうなってくると中川委員おっしゃるように、樋口委員おっしゃるように、ちゃんとした会議録が残る形で、会議体でやっていくべきだということでございますので。無理にするよりも、ちょっと安易に考えておった部分もございますので、今回はもうこの件はなしということにさせていただきますので、また、皆さん、よろしく願いたします。

以上で、全ての事項が終了しましたので、委員会を閉じさせていただきます。本当に皆様、ありがとうございました。きょうはお疲れさまでございました。

15 : 19 閉議